

第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」のパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの概要

意見募集期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
意見提出者数 8名（内訳：ホームページ7名、郵送1名）
意見総数 20件
閲覧場所 障害福祉課、区政資料室、地域振興室、図書館及び北区ホームページ

2. 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方は以下のとおり

◆計画全般に関すること

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
1	当事者達が何を求めるか、足りていないものをどのように解決するのか、障害者の権利条約に対する国連からの指摘勧告や国の指針に対して、具体的に何を計画して進めていくかとしているのかがわかりにくく、残念に感じた。	1	本計画は、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込みを数値目標として設定するとともに、その確保策を定める計画であり、国が定めた基本指針に沿って、第3章以降の成果目標と活動指標を設定しました。ご意見については、参考にさせていただきます。
2	SDGsを用いて、関連する他の施策と横断しを。	1	本計画及び「北区障害者計画2021（令和3～8年度）」に基づき、関係各課と連携しながら、全庁を挙げて障害者施策を推進してまいります。

◆サービス等の充実と質の向上

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
3	<p>特別支援学校では、様々な活動や勉強について、適切な支援の元であれば叶えられているが、卒業後は難しくなり、情報入手と活動サポートなど適切な支援がないと活動そのものが出来ない。特別支援学校にあって、施設にないものは、活動する為の適切な支援をする職員数だと感じる。例えば盲ろうなど、人の手と特化したコミュニケーションが必要な障害者の人権が守られ豊かに生きる為の支援には、コミュニケーションの配慮と、スポーツや余暇活動支援加算、スポーツや活動の為の支援員の配置、土日に利用出来る日中活動の場が必要である。</p>	1	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準は、国や東京都において定めています。利用者のニーズや事業所の運営状況等の把握に努め、必要に応じて国や東京都に要望してまいります。</p>
4	<p>日常生活に必須の用具、機器には電動のものも多い。災害時だけではなく、平常時の停電に対処するためにも、100V 給電できる蓄電池も給付または助成を行う必要がある。東京電力が Web で公開している過去の停電状況を見ると小規模なものはかなり多く発生している。</p>	1	<p>日常生活用具として電動機器を使用している方における蓄電池等の必要性は認識しており、区では、人工呼吸器を使用している障害者を対象に、蓄電池等の購入費用助成を行っています。その他の電動機器については、障害者だけでなく、高齢者なども使用することから、全体の中で、対象者や対象機器の整理が必要であると認識しています。</p>

◆障害のある子どもへの支援の充実

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
5	特性持ち児童が可能性を開花・定着できる環境を提供できるような施策を展開・実施してほしい。	1	本計画の上位計画である「北区障害者計画 2021（令和 3～8 年度）」において、「障害のある子どもへの支援の充実」を重点施策として掲げています。障害種別や子どもの成長に応じて身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期から就学・就労までのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。
6	要支援児童を持つ親が安心して居住できる仕組みを構築するとともに、要支援児童が生産者として活躍できる仕組みが定着した地域となるロードマップを開示してほしい。	1	

◆障害のある人の就労の拡大

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
7	北区に住み、北区で働けるような環境を整備するために必要な就労支援体制の検討に加え、住民理解向上に資する取り組みを実施してほしい。	1	本計画の上位計画である「北区障害者計画 2021（令和 3～8 年度）」において、「障害のある人の就労の拡大」を重点施策として掲げています。就労支援センター北を中心に、通所事業所や国・東京都等の関係機関との連携を深め、さらなる就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図ってまいります。また、住民理解向上のため、本計画の第 5 章に記載のある「理解促進研修・啓発事業」についても、引き続き取り組んでまいります。

◆地域におけるサービス提供体制の整備

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
8	ひとり親家庭や親の介護など、いろいろな事情を抱えながら障害児者と暮らす家庭は少なくないと思う。災害時やコロナ禍等のような事態になった時にどうしたらいいのか常に不安を感じている。北区は短期入所施設が少なく、今は他の区の施設で空きが出た時に区外として利用させてもらい、なんとか助かっているのが現状である。北区の短期入所増設と施設の柔軟な対応を望む。	1	本計画の第4章及び第5章に記載のあるとおり、短期入所や緊急一時保護事業の利用者数及び利用量（利用日数）は増加を見込んでいます。短期入所事業所の整備・誘導に努めるとともに、緊急一時保護事業の充実を図ってまいります。
9	精神障害のある方の生活介護もニーズがあるため、増やす必要があると考える。既に利用期限の無い日中活動先として、地域活動支援センター・デイケアがあるが、「年齢層が合わない・雰囲気が合わないので通いづらい」「話す相手が作れない」等の理由から利用に繋がらなかったり、中断してしまう方がいる。通う場所が見つからないまま病状が悪化して、入院に至ることもある。精神障害のある方にとって、外の居場所を持てないことは、体調面に大きな影響を及ぼしてしまう。そのため、精神障害のある方を対象とした、利用期限の無い日中活動先を増やす必要性があると考える。	5	ご意見について、参考にさせていただきます。精神障害者を対象とした生活介護施設の整備・誘導については、利用者数や利用ニーズなどを見極めながら、検討してまいります。

◆こころのバリアフリーの推進

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
10	盲ろう者なので、障害者計画にコミュニケーション(触手話、指点字、特化したICTなど)の配慮を望む。	1	本計画及び「北区障害者計画2021（令和3～8年度）」は、点訳版（概要版のみ）と音訳版を作成しています。その他のコミュニケーションについては、今後の検討課題とさせていただきます。

◆その他

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
11	学びに時間と手間がかかる重度の盲重複障害者は生涯学習の特別支援教育化を望んでいる。卒業後も言葉や自立活動などを学び続けたい。盲重複特別支援教育を継続的に受けられる場を具体的な計画に盛り込んで頂きたい。	1	本計画の上位計画である「北区障害者計画 2021（令和 3～8 年度）」では、「文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進」を施策目標の一つとして掲げています。引き続き、障害者を対象とした生涯学習事業の充実に取り組むとともに、障害者の参加に配慮した生涯学習事業等を推進してまいります。
12	NHK 福祉情報サイト「ハートネット」を利用し、もっと多様な障害を持つ人たちの多様な意見要望を取り組む必要がある。	1	区では、障害者への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立支援協議会を設置しています。協議会では、障害者を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応し、障害者施策を効果的に推進していくために、区内の障害福祉サービス事業所等により構成される会議体から協議会に対する意見を受け付けています。今回いただいたご意見については、参考にさせていただきます。

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
13	豊島区等の様にWHO推奨の国際認証「セーフコミュニティ」の取得を目指した活動の開始を。	1	区では、セーフコミュニティの考え方を取り入れた安全・安心のまちづくりに取り組んでいます。障害者も含め、区民の安全・安心を確保するため、引き続き取組を推進してまいります。
14	北区に障害者も健常者も共に楽しめるインクルーシブ公園を作りたい。大きくなった障害者(中高生以上)も公園で楽しんだり、外の空気を吸つて季節を感じて体を動かしたい。	1	区では令和3年3月に策定した「北区公園総合整備構想」に基づき、公園整備を進めております。本構想において、「障害者施設に近接した公園や、公園面積が2ha以上の比較的大きい公園は、インクルーシブ遊具の整備を推進していきます。」としており、令和4年に開園した「滝野川三丁目公園」や「赤羽台けやき公園」にインクルーシブ遊具を設置しております。引き続き、公園整備等の際には、インクルーシブ遊具の導入を推進してまいります。
15	大規模な建設工事では、建設中の工事囲いの位置も、敷地ギリギリではなく、建物外壁セットバックに準じた位置に設置して、安全安心な通行ができる様に規制してほしい。	1	建築基準法において、建築工事を安全に行うために仮囲い等を講じることとなっております。ご意見のありました規制については、安心安全な通行を行うために仮囲い外の敷地を道路状に整備する必要があることや日々の管理責任の増加、工事スペースを狭める等、工事施工者への負担が大きいため、難しいと考えます。

No.	意見の要旨	件数	区の考え方
16	歩行が不安定な人にとって、ビル風は転倒による致死傷をもたらす大変危険なバリアである。工事中も含め、十分なビル風対策を行うよう義務づけるべきだ。	1	東京都環境影響評価条例に基づき、東京都が条例の対象に選定した一定規模以上の事業実施の場合は、風環境の影響が評価の対象になります。技術的な指針では環境保全のための措置として、対象事業の実施が風環境に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事施行中及び工事完了後にわたり配慮を行うことが示されています。